

特集 「どうなる高齢者医療」

(福岡県後期高齢者医療制度)

対象者 全国 約1,300万人
 福岡県 約53万人
 鞍手町 2,383人
 (平成18年9月30日現在)

- ◎ 75歳以上の方
- ◎ 65歳以上75歳未満で一定程度障害があり、市町村長の認定を受けた方

平成18年6月の国会で議決された「高齢者の医療の確保に関する法律」によって、独立した後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月1日から施行されます。これに伴い、老人保健制度は廃止されます。新たな制度の運営は、各都道府県単位で設置する広域連合が行うこととなります。

【創設の目的】

- 75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、独立した医療サービス制度を創設する。
- 65歳から74歳の前期高齢者に、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じるため、これを調整する。
- 現行の退職者医療は廃止する。ただし、現行の制度から円滑な移行を図るため、平成26年までの間65歳未満の退職者を対象として、現行の制度を存続させる。

後期高齢者の窓口負担

医療費の1割

(現役並みの所得者 3割)

※ 現行の高齢者医療と同じ

後期高齢者医療制度のしくみ (財源構成)

公費
 国・県・町
約5割

後期高齢者支援金 (若年者の保険料)
約4割

高齢者の保険料
約1割

交付

社会保険診療報酬支払基金

特別徴収
 (年金から天引き)

普通徴収
 (納付書で納付)

一括納付

医療保険者
 { 健保、国保など }

注：年金額が年18万円以上の年金受給者は、原則年金からの天引きとなりますが、介護保険料と合わせて保険料が年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収となります。

保険料

各医療保険 (国保・健保等) 被保険者
 (0~74歳)

被保険者
 (75歳以上の方)